

令和7年6月30日

人 事 院 事 務 総 長

「国と民間企業との間の人事交流の運用について」の一部改正について（通知）

「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成26年5月29日人企一660）」の一部を下記のとおり改正したので、令和7年7月1日以降は、これによってください。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）附則第2条から第4条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続（同法附則第2条の審判手続をいう。）に係る事務が終了するまでの間におけるこの通知による改正後の「国と民間企業との間の人事交流の運用について」規則第2条関係第4項第9号の規定の適用については、同号中「官房」とあるのは「官房（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第35条第7項に規定する審判官は、当該官房に属するものとする。）」としてください。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>規則第2条関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この条の第2項第3号の人事院が定める官職は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 内閣府の事務次官、<u>内閣府審議官、防災監、内閣府設置法</u>（平成11年法律第89号）第17条第1項に規定する職、同条第5項に規定する局長、同条第6項に規定する官房の長、同法第61条第1項に規定する次長、同条第2項に規定する職、同法第62条第1項に規定する職、同法第63条第1項に規定する事務局長及び局長並びに同条第2項に規定する官房の長並びに国際平和協力本部事務局長及び日本学術会議事務局長</p> <p>七～十九 (略)</p> <p>4 この条の第2項第5号の人事</p>	<p>規則第2条関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この条の第2項第3号の人事院が定める官職は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 内閣府の事務次官、<u>内閣府審議官</u>、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第17条第1項に規定する職、同条第5項に規定する局長、同条第6項に規定する官房の長、同法第61条第1項に規定する次長、同条第2項に規定する職、同法第62条第1項に規定する職、同法第63条第1項に規定する事務局長及び局長並びに同条第2項に規定する官房の長並びに国際平和協力本部事務局長及び日本学術会議事務局長</p> <p>七～十九 (略)</p> <p>4 この条の第2項第5号の人事</p>

院が定める組織は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 内閣官房副長官補又は当該職を助ける職に就いている職員で構成される組織、内閣総務官室、内閣感染症危機管理統括庁、国家安全保障局、内閣広報室、内閣情報調査室、国家サイバー統括室及び内閣人事局並びに内閣総理大臣決定等に基づき内閣官房に置かれるその他の組織で本省庁の部長等の官職の属するもの

五～八 (略)

九 公正取引委員会事務総局の官房及び局

十～二十一 (略)

院が定める組織は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 内閣官房副長官補又は当該職を助ける職に就いている職員で構成される組織、内閣総務官室、内閣感染症危機管理統括庁、国家安全保障局、内閣広報室、内閣情報調査室及び内閣人事局並びに内閣総理大臣決定等に基づき内閣官房に置かれるその他の組織で本省庁の部長等の官職の属するもの

五～八 (略)

九 公正取引委員会事務総局の官房（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第35条第7項に規定する審判官は当該官房に属するものとする。）及び局

十～二十一 (略)

以 上